

新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン

1 当校での感染拡大防止への取り組み

(1)お客様の感染防止措置

【送迎時の対応】

- ① 乗車人数を管理して座席の間隔をあげ、対人距離を確保
- ② 運行中は複数の窓を同時に開けて常時換気を実施
- ③ 運行後は毎回、送迎車両内の消毒を実施

【来校時の対応】

- ① 入口に手指・足裏の消毒設備を設置(職員及び来校者は常時消毒の励行)
- ② 密にならないように移動の導線を設定
- ③ 来校者全員の非接触体温計による体温測定(検温)や体調の申告(発熱またはその他の感冒様症状(咳、鼻汁、倦怠感など)及び体調不良を認める者の入場制限を含む)
- ④ マスクの着用を含む咳エチケットの徹底

【共有スペースでの対応】

- ① 入口等に消毒設備を設置(職員及び来校者は常時消毒の励行)
- ② 人の手が触れる場所を適宜消毒、室内の換気を頻繁に実施
- ③ 人との接触の回避、対人距離の確保(ソーシャルディスタンス) 対人距離を確保するために、椅子の配置は間隔をあげ、対面して座ることがないように配置
- ④ 人と人が対面する場所には透明ビニールカーテン等による遮蔽の実施

【技能教習時の対応】 四輪及びシミュレータ

※技能教習では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じますが、次のことに留意し、感染リスクを下げるよう取り組みます。

- ① マスクの着用(着用の無い場合の教習は実施しない)
- ② 車両内の複数の窓を開け、常時換気の実施
- ③ 教習後はハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、頻繁に人の手が触れた部分を重点に消毒の実施
- ④ 複数教習の乗り換え時も、人の手が触れた部分を重点に消毒の実施

【技能教習時の対応】 二輪

- ① プロテクター・ゼッケンは使用前と使用済みを分け、使用後は毎回消毒の実施。
- ② 用具等の貸し出しは行わない。

【学科教習時の対応】

- ① 人との接触の回避、対人距離の確保(ソーシャルディスタンス) 対人距離を確保するために間隔を空けて着席するように指示
- ② マスクの着用(着用の無い場合の教習は実施しない)
- ③ 教室の複数の窓を開け、常時換気の実施
- ④ 教室内の定期的な消毒の実施

【高齢者講習時の対応】

※高齢者や持病のある人については、感染した場合の重症化するリスクが高いことを踏まえ、より慎重で徹底した対応を行います。

- ① マスクの着用(着用の無い場合の講習は実施しない)
- ② 教室及び車両内の複数の窓を開け、常時換気の実施
- ③ 座学・運転適性検査時は、対人距離の確保(ソーシャルディスタンス)できるように機材を配置
- ④ 検査器材等は使用後に消毒を実施
- ⑤ 実車指導時は、運転する受講者が交代する都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブ等の触れた箇所の消毒の実施

(2)職員の感染防止措置

※職員はお客様の模範となるように感染防止措置に努めることを徹底します。

- ① 出社時に検温及び健康チェックを行い、発熱またはその他の感冒様症状(咳、鼻汁、倦怠感など)及び体調不良を認める者は申告し、出社をしない
- ② 感染拡大防止の取り組みを励行するとともに、お客様へ感染防止措置の周知を実施

2 職員及びお客様に発熱またはその他の感冒様症状が見受けられた場合

(1) 体調不良

職員は出社時及び勤務中、お客様は来校時及び来校中に体調不良の申し出があった場合、速やかに帰宅していただきます。症状が改善されるまでは自宅での療養をお願いいたします。風邪の症状により教習をキャンセルする場合は、新型コロナウイルスが沈静化するまでの間は無料でキャンセル、スケジュールの再作成をさせていただきます。その際、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 感染の疑い

職員及びお客様に**新型コロナウイルスに感染したかも知れない**と思われる、下記のような症状があった場合は、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」へ相談します。

- ① 風邪の症状や 37.5 度以上の熱がある場合
- ② 強いだるさや息苦しさがある場合
- ③ 重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方、妊婦の方に①・②のような状態が 2 日程度続く場合

3 来校制限

新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある人及びその者との濃厚接触がある場合の来校の制限

4 万が一、学校内に感染者が発生した場合

- ・事業継続については、県及び保健所の指導を受けて判断します。
※休業になった期間分のスケジュール調整は、お客様最優先で対応いたします。
- ・お客様と社員の健康を第一に考え、迅速な判断と対応をします。
- ・保健所、警察、労働局や自治体などの関係機関へ迅速に報告します。
- ・感染者の発生した建屋、施設内の設備、車両ほか消毒を徹底して行います。
- ・必要な関係機関への報告を除き、感染者の個人情報(個人が特定できる情報)を守ります。
- ・社員が感染者又は濃厚接触者である場合は、医師や保健所等の指導に従います。
- ・社員、お客様に関わらず濃厚接触の有無確認をさせていただくことがあります。
- ・感染者の施設内での行動範囲を確認し、濃厚接触者の把握のほか感染拡大を防止するため最善を尽くします。
- ・お客様には一人ずつ誠意を持って説明します。場合によってはご家族にもご理解をいただけるよう説明します。また、ホームページへ正確な情報に基づく経緯の説明を掲載します。

5 その他

本内容は政府、行政及び各協会等の発行するガイドライン、または宣言・指示等によって内容を更新します。更新した内容については、随時ホームページにて掲載します。